

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 33,971円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和3年4月10日午後3時55分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市鶴ヶ岡五丁目3番77号付近

(3) 事故の内容 相手方が、事故発生場所付近の市道G-82号線を自転車で走行していたところ、路上のU字型側溝の上蓋の傾いた部分でハンドルを取られ、転倒した。

(4) 被害の程度 右側頭骨のひび及び眼鏡の破損

令和3年7月12日

ふじみ野市長 高 畑 博